

学校健康診断情報の PHRへの活用に関する調査研究事業

(学校健康診断情報の閲覧に係る実証)

報告書

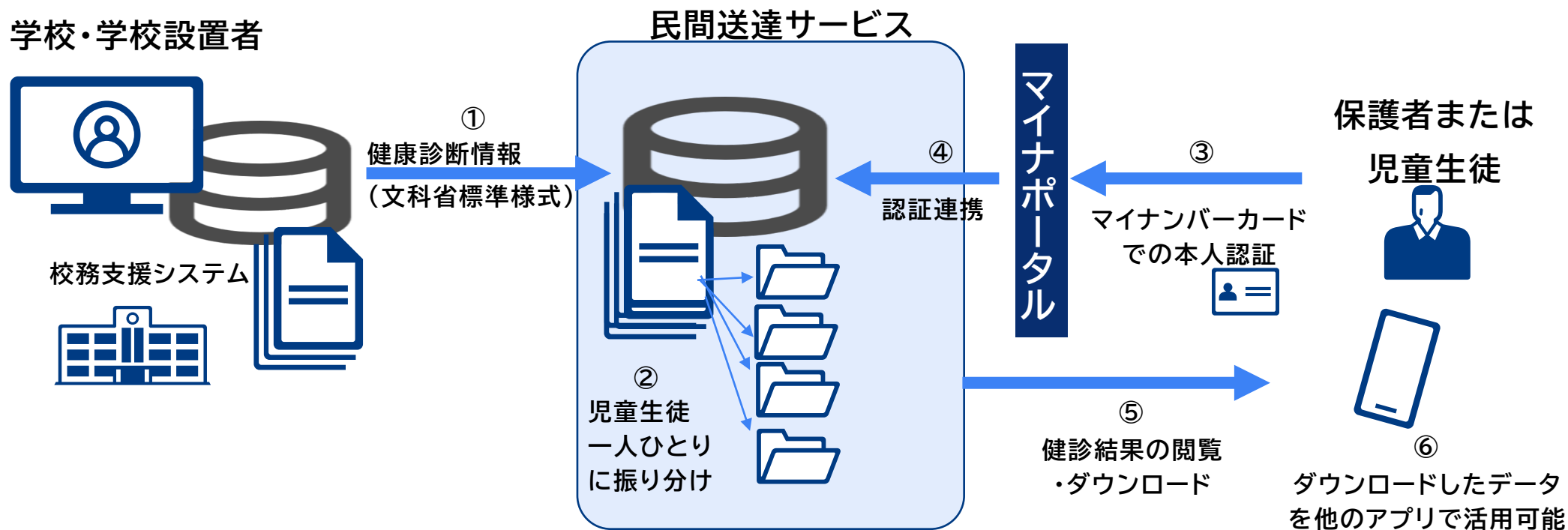
0. 背景・経緯

- **政府の全体方針**:生涯にわたる個人の健康等情報を電子記録として把握する仕組み(PHR)の構築
 - 「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」で各省が所掌する健診・検診について、生涯の健診・検診結果を連続して利用できるような仕組み(PHR)の構築が提言された(2019年)
 - その後の「成長戦略フォローアップ」(2021.3.6)でも、「マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供について、2022年を目途に電子化・標準化された形での提供の開始を目指す」こととされている
- **文部科学省のこれまでの取組**:提供方式検討、標準様式検討、実証
 - 政府の全体方針を受け、学校健康診断結果を「マイナポータルを通じて電子的に本人へのデータ提供について、2019年度より下記の事業に取り組んできた
 - 2019年度:提供方式の検討⇒情報提供ネットワークシステム、オンライン資格確認、民間送達サービスの3つを比較検討
 - 2020年度:電子的に提供するための健診結果データの標準様式の検討⇒先行する特定健診と同じ検査項目についてデータ連携可能とすることに配慮し標準様式案を策定
 - 2021年度:学校健康診断結果をマイナポータルを通じて閲覧可能とする仕組みについて実証事業を実施し、技術的な問題点の抽出と解決方策を検討
- **今年度の位置づけ**:2022年度事業は、**2024年度以降の本格運用を見据えたもの**
 - 本事業は、令和6年度以降の本格運用を見据え、実際に学校(健診結果の電子データ化ができています学校(校務支援システム導入校)のほか、健診結果を紙運用している学校を含む)が、標準様式を使って本人(義務教育期間は本人及び保護者)に提供する上での運用面、技術面の課題の解決方策について検討を行った

1. 事業概要

● 学校健康診断情報の閲覧に係る実証

- 2024年度以降における学校健診結果情報の電子的提供の本格運用を見据え、静岡県教育委員会の協力を得て、蒲原西小学校、西奈中学校、東中学校において実証を行った。
- 民間送達サービスについては、既に商用実績があり、学校設置者が利用可能な日本郵便(JP)の「MyPost」、野村総合研究所(NRI)の「e-私書箱」を利用した。

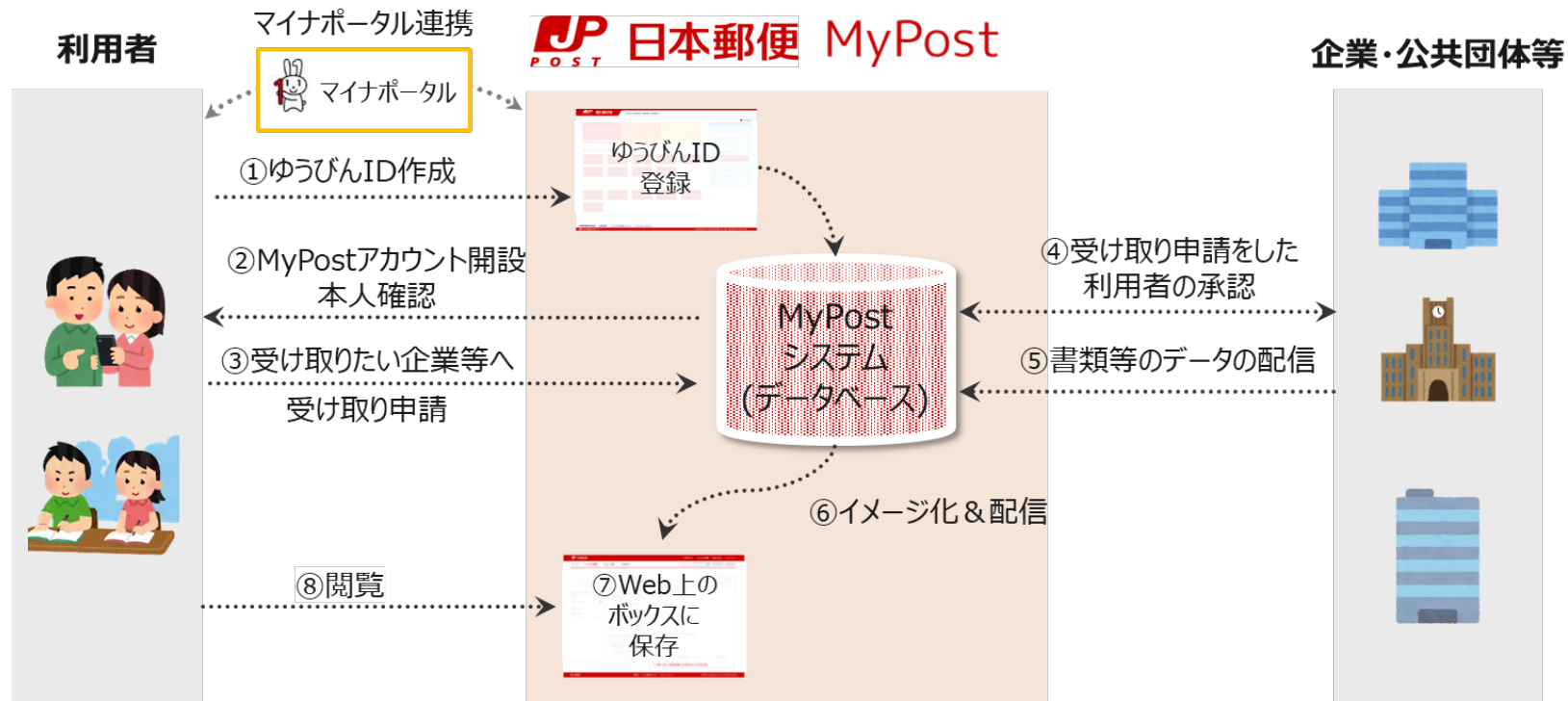


● 検討概要

- 実証に際しては、単にデータの授受を確認するだけでなく、準備段階の業務(児童生徒及び保護者への通知方法、通知する健診結果の内容等)や、健診結果情報の民間送達サービスへの連携(児童生徒と健診結果との紐づけID、ファイル形式、ファイル命名規則等)方法についても検討した。

2. MyPostの概要と導入ステップ

- MyPostのサービスの仕組みとサービス導入までのフローを以下に示す。



N-3か月

(学校)サービス利用
規約の確認

(学校・JP)
運用方法の
検討・調整

N-2か月

(学校)申し込み
・利用申込書
・差出人(学校
設定)情報

(JP)現
地調査

N-1か月

(学校)配
信確認

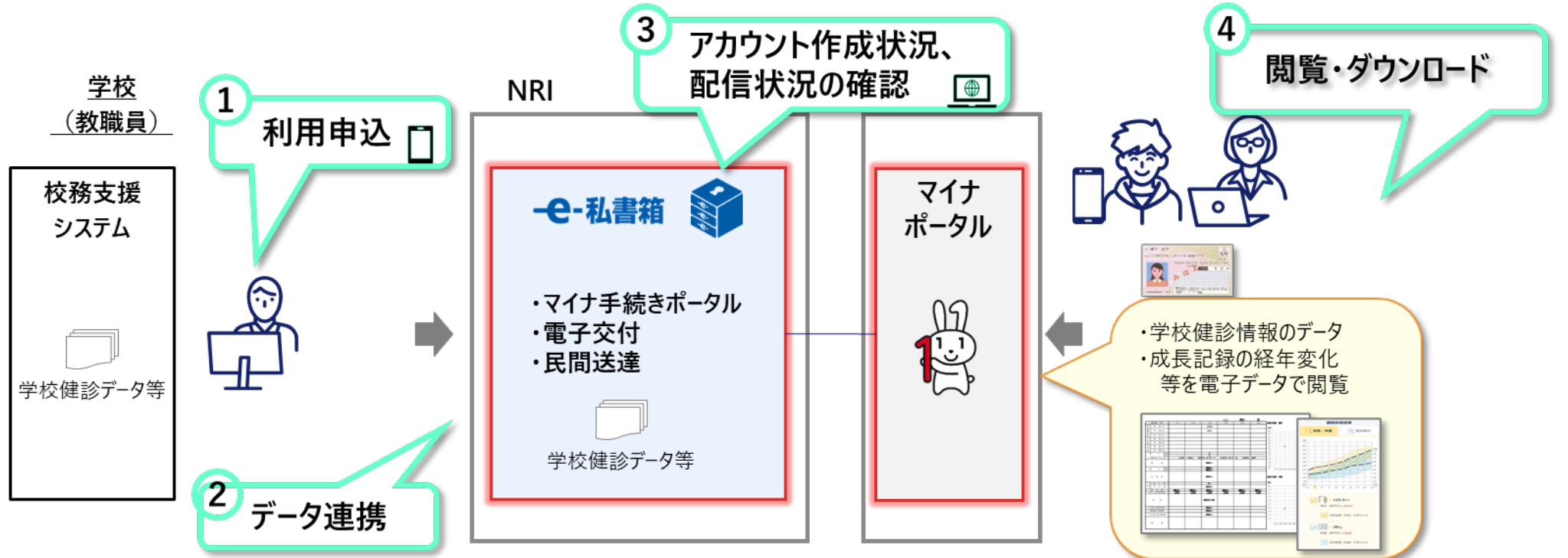
(JP)環境
構築・テス
ト配信

N(利用開始)

(学校・JP)利用開始
・児童生徒及び保護
者への周知
・配信データ登録
・データ配信

2. e-私書箱の概要と導入ステップ

- e-私書箱のサービスの仕組みとサービス導入までのフローを以下に示す。



N-3か月

(学校)サービス利用
規約の確認

(学校・NRI)
運用方法の
検討・調整

N-2か月

(学校)申し込み
・利用申込書
・設定情報

(NRI)現
地調査

N-1か月

(学校)画
面確認 (学校)名
簿情報

(NRI)リリー
ス準備

N(利用開始)

(学校・NRI)利用開始
・児童生徒及び保護者
への周知
・データ
・データ配信

2. 各々の民間送達サービスの特徴

- 2つの民間送達サービス「MyPost」と「e-私書箱」の特徴を比較・整理した。

	MyPost	e-私書箱
サービスのコンセプト	通常のeメールを超えた安全性と信頼性が担保された「インターネット上の郵便受け」。本人限定受け取り郵便による厳格な本人確認が可能	マイナポータルと民間企業をつなぐ安全・安心なサービスとして主に金融機関と国民をつなぐサービスとして提供されている
利用するマイナンバーカードの電子証明書	署名用電子証明書(15歳以上の国民が利用できる証明書)	利用者証明用電子証明書(すべてのマイナンバーカードに搭載)
エンドユーザー(児童生徒及び保護者)の事前申請	情報を送ってほしい相手(学校)に対し、「受け取り申請」を行う。学校が受け取り申請を承認することで、学校からのお知らせ(学校健診結果情報など)を受け取ることができる	—
学校からのお知らせが届いたことを知る契機	予め登録したメールアドレスにプッシュ通知が届く	予め登録したメールアドレスにプッシュ通知が届く
学校による事前準備	—	サービス利用開始までに、情報を配信する者の名簿情報を登録する必要あり
連携データの方法	配信ファイルは一人1ファイルずつに分けるJPが提供する差出人専用サイトに配信ファイルを登録	配信ファイルは一人1ファイルずつに分けるファイルの送付方法は自由に選定可能
ファイル命名規則	児童生徒・保護者ID+ファイルの拡張子	学校コード+児童生徒・保護者ID+ファイルの拡張子

3. 学校健診結果情報と児童生徒との紐付けIDの検討 ①

- 学校健診結果情報と児童生徒(及びその保護者)との紐付けIDの要件を整理した。

学校健診結果等の閲覧における利用要件

児童生徒及びその保護者が、民間送達サービスと各々が所有するマイナンバーカードを利用して、児童生徒の学校健診結果等を閲覧できること。

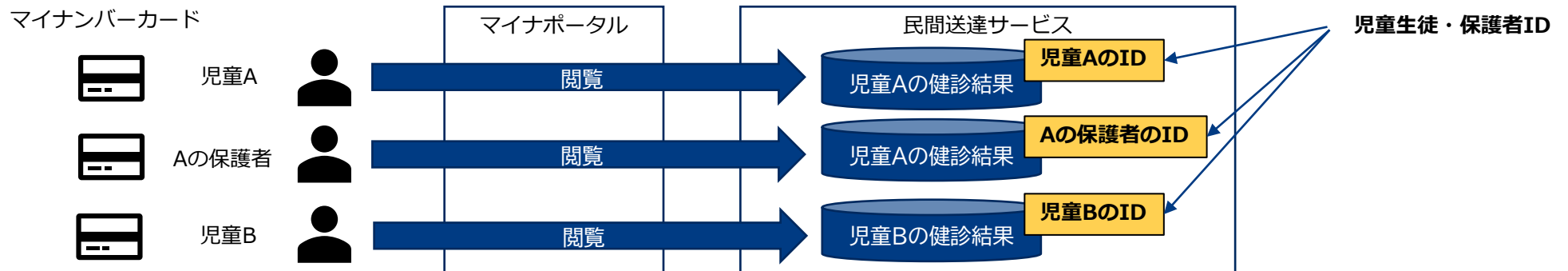
- ・ 現実的には親子でマイナンバーカードを共有して利用するような形態が想定されるが、認められていない。マイナンバーカードの代理人制度は、制度の主旨と照らし合わせると適合しない。

現行の民間送達サービスにおける前提条件

- ・ 情報（学校健診結果等）の閲覧を行う利用者は、それぞれ個別のアカウントでログインして利用する必要がある。
- ・ 閲覧可能な情報は利用者毎に完全に分離されているため、複数の利用者が同じ情報を共有することはできない。



- ・ **健診結果等のデータに児童生徒・保護者IDを紐付ける**ことにより、民間送達サービスとの連携を可能とすること。
- ・ ある児童生徒及びその保護者が、民間送達サービスにそれぞれの利用者アカウントでログインすることにより、当該児童生徒に係る健診結果等を閲覧できるようにすること。そのため、民間送達サービス上で、**当該児童生徒とその保護者の双方に、同じ健診結果等が登録されるような設計・運用とすること。**



3. 学校健診結果情報と児童生徒との紐付けIDの検討 ②

- 関連するシステムが保有するIDの特徴及び関係を整理した。

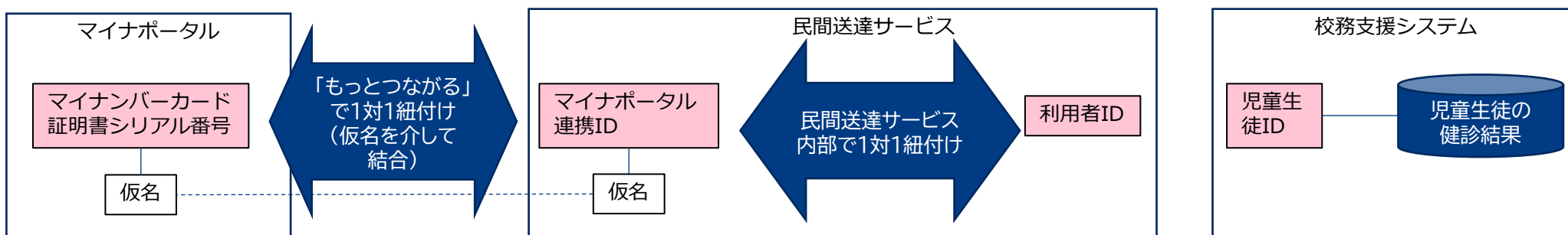
IDの名称	IDの概要	IDの付与単位	ID付与ロジック
マイナンバーカードの証明書シリアル番号	マイナンバーカードに搭載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号。JPKI認証で利用するもの。	個人単位（児童生徒、保護者共に）	利用者用電子証明書の発行時に、J-LISがシリアル番号として付番
民間送達サービスのマイナポータル連携ID	マイナポータルと民間送達サービスを「もっとつながる」により連携する際、民間送達サービスにおいて連携用に付与するもの。	個人単位（児童生徒、保護者共に）	マイナポータルと民間送達サービスの連携時に、民間送達サービスが内部で自動付番
民間送達サービスの利用者ID	民間送達サービスの利用者を一意に識別するために民間送達サービスが付与するもの。	個人単位（児童生徒、保護者共に）	民間送達サービスの利用者登録時に、民間送達サービスが内部で自動付番
校務支援システムの児童生徒ID	児童生徒を一意に識別するために校務支援システムが付与するもの。	個人単位（児童生徒にのみ存在）	校務支援システムの児童生徒名簿登録時に、校務支援システムが内部で自動付番

※JPKI：公的個人認証サービス。インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能。

※J-LIS：地方公共団体情報システム機構の略称。

各IDの紐付け関係を下図に示す。

民間送達サービスを利用した学校健診結果等の閲覧を実現するためには、民間送達サービスの利用者IDと校務支援システムの児童生徒IDとを紐付ける仕組みが必要である。



3. 学校健診結果情報と児童生徒との紐付けIDの検討 ③

- 児童生徒・保護者IDの要件を整理したうえで、各システムが保有するIDを比較検討したところ、出席番号をベースにすることがベストではないものの、現状では妥当と判断できる。

要件	概要
IDの識別性に係る要件	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての児童生徒に異なるIDが付与され、一意に識別できるID付与ルールとなっていること。 ・同様に、児童生徒とその保護者に異なるIDが付与され、一意に識別できるID付与ルールとなっていること。
IDの不変性に係る要件	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の転校・進学によらず、IDをそのまま継続して利用できるID付与ルールとなっていること。
IDの取扱性に係る要件	<ul style="list-style-type: none"> ・数桁～十数桁程度の文字列ないしは数字によって構成され、システム及び人間が取扱い容易な仕組み・構造であること。
IDの管理性に係る要件	<ul style="list-style-type: none"> ・IDの付番・発行・管理が適切になされる仕組みが確立していること。

案	概要	評価（課題）	検討結果
出席番号 案	児童生徒の学年、クラス、出席番号を組み合わせることによりIDを構成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度の識別性はあるが、クラス替えや他児童生徒の転入等があっても一意な識別が保たれるかは課題。 ・保護者に対するIDの付与ルールについては別途検討が必要。 ・転校や進学でIDをそのまま継続利用することは困難。 	課題はあるものの、技術実証段階の暫定運用としては想定可能である。
校務支援システムID 案	校務支援システムが児童生徒に対して内部的に付与しているIDを流用する。 （内田洋行の校務支援システムを例として検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対しては別途IDが付与されているので、そちらを利用することも可能。 ・システム内部で重複しないIDを付与し一意性を担保している。 ・転校や進学でIDをそのまま継続利用することは困難。 ・システム内部で管理する情報のため、人間が直接参照するのが困難であり、取扱いの容易さに大きな課題。 	IDの取扱性について大きな課題があることから、現時点では見送るのが妥当である。
児童生徒識別子案	文部科学省教育データ標準の主体情報として定められた児童生徒識別子をIDとして利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての児童生徒に対して一意なIDが付与され、識別性、不変性の観点から最も優れている。 ・保護者については児童生徒と紐付く情報として定義されているが、別途IDが振られている訳ではないので検討が必要。 ・いずれにせよ、児童生徒識別子の付番方法・発行・管理の仕組みが確立していないため現時点での運用は不可能。 	将来的な方式として採用することが望ましい。

4. 全国展開に向けた工夫

- 2024年度以降の全国展開に向け、より多くの学校で学校健診結果情報をマイナンバーカードを使って電子的に提供するために必要と考えられる工夫を整理した。

- 民間送達サービスと校務支援システムとの連携に使う命名規則の標準化

現状MyPostとe-私書箱とでは、配信するデータファイルを児童生徒及びその保護者と紐付けるためにファイル名に児童生徒・保護者IDを付すことになっているが、ファイルの命名規則が微妙に異なっている。今後、他の民間送達サービス事業者が参入することも考えられるため、民間送達サービスと校務支援システムとの連携に使う命名規則を標準化しておくことが望まれる

- 民間送達サービスとの連携に必要な機能を校務支援システムの標準機能として整備する

3で検討した付番ルールに従って、学校健診結果情報の各レコードに児童生徒・保護者IDを付すことや連携するための命名規則に従ってファイルを保存できる機能を、校務支援システムの標準機能として業界団体として整備していくことが望まれる

- 教職員の業務量増に対する支援

学校健診結果情報を電子的に提供する際の教職員の負担を軽減することが必要。特に養護教諭には電子的に受け取った学校健診結果情報をどう活用すべきか等について児童生徒やその保護者に伝えるなど、専門性を生かした取組に注力してもらうことが、PHR本来の目的(生涯にわたり自身の健康等情報を把握し、利活用する)に照らして重要である。機械的な入力やヘルプデスク機能を別途用意することが望まれる